

## 国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月分から平成31年3月分までの国民年金保険料は、月額16,340円です。保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内をおこなっております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付がない場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方※の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

所得が少ない等保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので年金事務所へご相談するようお願いします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」がありますので、役場の国民年金窓口または年金事務所です手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成30年度分(平成30年7月分から平成31年6月分まで)の免除等の受付は平成30年7月1日から開始されます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていた期間がある方は役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談ください。

## 年金を受給している方・これから年金を請求される方へ

マイナンバーでの手続きが可能になります

平成30年3月5日より、年金請求の手続きや諸変更等の各種手続きが基礎年金番号だけでなくマイナンバーで行うことが可能となりました。

マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、日本年金機構においてマイナンバー法による本人確認を行う必要があります。

そのため、①マイナンバーが正しい番号であることの確認(番号確認)と、②マイナンバーを提出する者がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認(身元(実存)確認)を以下の書類等で確認させていただきます。

- ① 番号確認書類(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し)
- ② 身元(実存)確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等顔写真付きのものは1点、健康保険証、年金手帳(証書)等顔写真のないものは2点)

※マイナンバーを変更した場合は、日本年金機構へ届出をお願いします。

【お問い合わせ先】 徳島南年金事務所 ☎088-652-1511(音声案内①→②)

